

令和5年1月13日

市会議員各位

観光文化交流局長 折戸 秀郷

あいちトリエンナーレ実行委員会負担金の支払いについて

平素は、市政の推進に格別のご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記支払いにつきまして、12月16日にご報告いたしましたとおり、これ以上の遅延損害金の拡大を止めるため、あいちトリエンナーレ実行委員会に対し、上告審において原判決（高裁判決）が破棄となった場合は民事訴訟法第260条第2項の適用を前提とする解除条件付の支払い（仮払い）として、本日付けで、負担金及び遅延損害金合わせて39,275,145円を支払いましたので、ご報告いたします。

【※参考】

・あいちトリエンナーレ2019に係る負担金	33,802,000円
・遅延損害金	5,473,145円
合 計	39,275,145円

(文化歴史まちづくり部文化芸術推進課長 徳永 電話 972-3171)